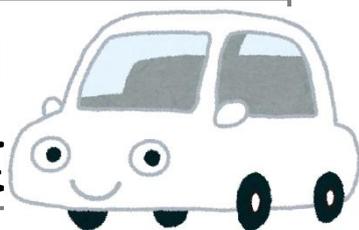


釧路市身体障がい者用 自動車改造費助成事業



重度の身体障がいがある方が自ら所有し運転する自動車を改造する際に、その自動車の改造に係る経費の一部を助成します。

1 対象者

市内にお住まいで、次の要件のいずれにも当てはまる方

- ①身体障害者手帳（肢体不自由1級・2級）をお持ちの方
- ②自らが所有し運転する自動車の操向装置や駆動装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ）などを改造する必要がある方
- ③改造を行う年の前年（申請日が1月から6月までであるときは、前々年分）の所得の額が、下記「特別障害者手当の所得制限限度額」以下の方

扶養親族等の数	障がいのあるご本人のとき	配偶者及び扶養義務者のとき
	所得額（参考：収入額の目安）	所得額（参考：収入額の目安）
0人	3,661,000円（5,252,000）	6,287,000円（8,319,000）
1人	4,041,000円（5,728,000）	6,536,000円（8,586,000）
2人	4,421,000円（6,203,000）	6,749,000円（8,799,000）
3人	4,801,000円（6,668,000）	6,962,000円（9,012,000）
4人	5,181,000円（7,090,000）	7,175,000円（9,225,000）
5人	5,561,000円（7,512,000）	7,388,000円（9,438,000）

2 助成額

自動車改造に要した費用の半分の額（上限20万円）

※必ず改造を行う前に申請してください。

3 申請の流れ

改造前

★釧路市障がい福祉課へ申請

【必要なもの】

- 釧路市身体障がい者用自動車改造費助成金交付申請書(様式第1号)
- 身体障害者手帳の写し
- 運転免許証の写し
- 改造を行う業者の見積書(改造の箇所及び経費を明らかにしたもの)及び改造前の改造箇所の写真
- 所得(課税)証明書など所得額が分かるもの
- 自動車車検証の写し(車両を新規購入した場合を除く)

☆ (障がい福祉課から決定通知書(様式第2号)が送られてくる)

※該当する場合のみ提出

変更・中止

★決定通知書受取後に改造内容の変更等により当初と金額が変更または中止になる場合は釧路市障がい福祉課へ申請。

【必要なもの】

- 釧路市身体障がい者用自動車改造費助成金交付(変更・中止)承認申請書(様式第4号)
- 改造を行う業者の見積書(改造の箇所及び経費を明らかにしたもの)及び改造前の改造箇所の写真

申請者は自動車改造業者と改造の契約、改造の実施。

改造実施

★改造が完了し支払い終了後、障がい福祉課へ完了届と請求書を提出。

【必要なもの】

- 釧路市身体障がい者用自動車改造完了届(様式第5号)
- 釧路市身体障がい者用自動車改造費助成金請求書(様式第7号)
- 改造を行った業者の領収書の写し(経費の内訳がわかるもの)
- 自動車車検証の写し(車両を新規購入した場合に限る)
- 改造後の写真
- 通帳の写し ※口座番号、口座名義等が確認できるページ。

改造後

☆ (障がい福祉課から額確定通知書(様式第6号)が送られてくる)

釧路市から申請者の口座へ助成金が振り込まれます

〒085-8505 釧路市黒金町7-5
釧路市障がい福祉課障がい福祉係
Tel23-5201 FAX25-3522